

農業経営基盤の強化の  
促進に関する基本的な構想

**【経営体育成指針】**

令和7年3月

## 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向	1
1	今後の農業の基本的な方向	1
2	効率的かつ安定的な農業経営についての目標及び育成・確保	2
3	新たに農業経営を営もうとする青年等の目標及び確保	3
4	部門別誘導方向と地域農業のあり方	3
第2	効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標	5
1	生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等	5
2	農業経営の指標	6
第2の2	新たな農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標	10
1	生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等	10
2	農業経営の指標（新規就農）	11
第3	農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項	13
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	13
2	就農等希望者の受け入れから定着までのサポート及び体制の考え方	13
3	市町村及び関係機関の役割分担・連携、関係機関との情報共有	13
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項	14
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	14
2	地域別の集積促進について	14
3	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	15
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	16
1	法による協議の場の設置の方法、地域計画の区域の基準その他事業に関する事項	16
2	農業経営基盤強化促進事業の推進方針	16

# 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

## 1 今後の農業の基本的な方向

辰野町は、長野県南部の伊那盆地の最北端に位置し農耕地は、町の中央を北から南に貫流する天竜川に沿って東西に拓かれ、天竜川沿岸の平坦地とこれに続いた大地及び天竜川支流の横川川、小野川に沿って形成された水田、畑作地帯です。その立地条件を生かして、水稻・野菜を中心とする複合農業生産と、南西部の果樹栽培を展開し、農業者の先進性と勤勉性による高い技術力によって、町の基幹産業のひとつとして発展してきました。

しかし、農業従事者の減少と高齢化の進行、後継者不足、遊休荒廃農地の増加等様々な課題が深刻化しています。

このような中で、辰野町の農業の持続的な発展に向け、認定農業者など戦略を持って経営を展開する中核的経営体を育成し、併せて「地域計画」の取組みを進めることで、これらの経営体が農地中間管理事業等の活用等により「地域計画」で明確化した地域の将来方針に基づいて農地の集積・集約を進めながら、経営の効率化、稼ぐ力の強化を図り、地域の農業生産の大宗を担う農業生産構造の構築を目指します。また転作田を活用した特産品の育成、安全な農産物を栽培し地域に還元する地産地消を目指します。また、農業者・農業委員会・農業団体・農業農村支援センター・土地改良区及び地域農業組織で構成する辰野町農業振興センター（辰野町農業再生協議会）において、企画・計画・立案された農業振興の活動計画を、実践組織である農事組合法人たつの営農を核とした集落営農を中心に、集落内の話し合いに基づき事業の推進を図ります。

中核的経営体：第4期長野県食と農業農村振興計画において将来にわたる農業の担い手として位置付けた、認定農業者（法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者）、基本構想水準到達者、集落営農組織、認定新規就農者（法第14条第4項の規定による青年等就農計画の認定を受けた者）

## 2 効率的かつ安定的な農業経営についての目標及び育成・確保

### (1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

農業が職業として選択される魅力とやりがいのあるものとなるよう、県内の他産業従事者と均衡する労働時間と生涯所得が確保できる農業経営を確保・育成するにあたり、その目標値を以下のとおり定めます。

主たる従事者 1 人あたり 年間所得目標：500 万円 年間労働時間：2,000 時間
---

個人経営体では、経営主である主たる農業従事者 1 人に加え家族従事者（補助的従事者）1～2 人及び繁忙期の雇用の確保により、1 経営体あたり概ね 800 万円の年間所得を目指すものとします。

ただし、特に不利な立地条件のもとで多様な農業経営を展開する中山間地域等では、経営主である主たる農業従事者 1 人当たり概ね **300** 万円程度とし、関連事業部門と組み合わせて、年間総所得の確保を目指すものとします。

団体経営体では、主たる従事者 1 人あたりの総支給額について、上記所得目標の実現を目指すものとします。

### (2) 効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の育成・確保

農業経営目標を満たす農業経営体の育成のため、以下の施策を展開します。

#### ① 中核的経営体の育成

現在担い手として地域の農業を担う、認定農業者などが安定的な経営ができるよう、更なる農業技術取得のサポート、スマート農業など効率化、低コスト化への補助事業の活用支援、地域計画の策定及び策定された地域計画の実行で農地利用集積を進め、効率的経営となるような農地集積を推進します。また農事組合法人たつの営農のもとで集落営農の機能強化や組織化を推進により地域での集落営農が将来にわたり安定的に機能するよう、支援します。

そのため、アンケートや地図を活用し、地域の話合いによって進める地域計画の策定及び策定された地域計画の実行を通じ、中核的経営体や、今後リタイア又は経営規模を縮小する農家、維持していく必要のある農地など、人と農地を明確に見える化し、農地中間管理事業等を活用した農地の集積・集約化による経営の効率化を進めるほか、生産性の向上や経営の法人化・多角化等による経営拡大、発展を推進します。

またアンケートにより規模拡大を目指す農家の発掘に努め、その経営安定への支援を実施します。

#### ② 中核的経営体を支える雇用人材の安定確保

少子・高齢化が進行する中、中核的経営体が規模拡大を図りながら持続的に経営を進めるためには、省力化・低コスト生産の技術開発・普及を図るとともに、雇用就業者を安定的に確保することも必要です。

このため、新規学卒者や高齢者、障がい者、子育て世代など多様な人材の農業従事への育成・確保に向けた取組を地域、集落内で図れるよう、地域計画の実行により、中心経営体の安定経営及び、その地域で暮らす人も、農業で収入を確保できるよう取り組みます。

### 3 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標及び確保

#### (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標

青年等が新たに就農した場合は、経営開始時の経営リスクが大きく、特に親から独立して経営を開始する者及び非農家からの新規参入者にとっては、経済的な負担が非常に大きいと考えられます。

このため、青年等の就農時における農業経営の目標は、前記「効率的かつ安定的な農業経営の目標」で示した農業経営の目標と、生産技術及び経営管理能力に見合った経営規模等を勘案し、以下のとおり定めます。

主たる従事者 1 人あたり 年間所得目標：250 万円 年間労働時間：2,000 時間
---

#### (2) 新規就農者数の確保目標

今後も継続して中核的経営体を安定的に育成・確保するため、独立・自営する新規就農者を 1 人/年確保することを目標とします。

### 4 部門別誘導方向と地域農業のあり方

#### (1) 部門別誘導方向

部門別に以下の対応を行うとともに、耕種と畜産の連携、自然の力を活かした環境農業やロボット技術・ICT 技術等活用によるスマート農業の推進、機械・施設の共同利用、補助労働力の調整等により、力強い農業構造の構築を進めます。

##### ① 普通作物

地域の実情に応じて農地中間管理事業及び農作業受委託の推進等による中核的経営体への利用集積を推進するとともに、米と麦・大豆・そばの複合経営の育成、消費者に選ばれる特徴ある高品質米の生産、実需者ニーズに対応した麦・大豆・そばの生産拡大、農業生産基盤の整備等により産地化を促進します。

##### ② 露地園芸作物

省力・機械化、新品目・新品種の導入、育苗等部分作業受委託の推進、条件整備と作付けの団地化、雇用労働力の調整とともに多様な需要に対応するマーケットインの生産や販路開拓の推進等を総合的に推進し、中核的経営体を中心とした産地の体質強化を促進します。

##### ③ 施設園芸作物

生産性の高い品目・作型の導入、低コスト省力生産技術・施設の導入、合理的集出荷流通体制の改善、資金と経営管理の改善等を推進し、一層のコスト低減と生産性の向上及び経営の安定化を図ります。

##### ④ 畜産

消費者が求める安全・安心かつこだわりのある畜産物の生産と供給等による畜産物の高付加価値化や、経営の合理化等と併せて、自給飼料の増産と利用拡大による生産コストの低減、家畜にやさしい飼養管理の推進、家畜排せつ物の

適正な管理と利用促進等を進め、経営基盤の強化と経営の安定化を図ります。

## (2) 地域農業のあり方

効率的かつ安定的な農業経営を行う中核的経営体が大宗を担う農業構造の構築を目指す一方で、兼業農家や高齢・自給的な農家、土地持ち非農家等農家の階層分化や減少が進行し、担い手が不在となっている地域では、農地利用や良好な農村景観等の維持が困難な状況が顕在化しています。

これらの課題に対応するためには、地域計画の取組を通じて、中核的経営体となる新規就農者の育成・確保の方針を明確にするほか、農事組合法人たつの営農のもと集落機能を基礎とした組織的な営農体制や、農業協同組合との連携、広域展開する企業法人の誘致等の取組を含めた新たな方策を具体化することが必要です。

加えて、将来にわたり地域農業を維持・発展させるためには、地域の特性を生かした品目の導入や農産加工・直売の取組等による経営の複合化や多角化により所得確保を目指すなど、高付加価値化に向けた検討も重要となります。

また、全産業分野で人手不足が顕著になる中、中核的経営体とその他の農業者が営農活動を補完し合う体制づくりとともに、定年退職者や子育て中の主婦層、農ある暮らしを志向する者など、多様な担い手の農業への参画等も重要な要素となります。

こうした観点を踏まえ、中山間地域など特に担い手が不足する地域においては、以下の①～④を基本に地域の実情に応じた方向性を定め関係機関が一体となり推進を図るものとします。

- ① 中核的経営体を目指す「個人経営体」の育成・確保を進める方向
- ② 農事組合法人たつの営農のもとで、集落等を基礎とし、地域の多様な農業者が参画し営農活動を行うとともに、農作業受託等を行う「集落営農の組織化」を進める方向
- ③ 広域で経営展開する「農業法人企業の誘致」を進める方向
- ④ 辰野町農業振興センターを中心に農業協同組合との連携・協力など、「公的・準公的支援」を通じて農業生産活動を維持する方向

## 第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

### 1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等

#### (1) 生産方式

本指標の実現に必要な生産方式については、それぞれの営農類型の基幹作目別に整理した主要技術事項の改善を進めます。

#### (2) 経営管理の方法

経営管理の方法としては、経営者の経営管理能力の向上と併せて、簿記記帳の普及と青色申告の導入等による総合的な経営管理体制の確立を図るほか、熟度の高い経営については法人化を推進します。また、企業的な経営感覚の習得と経営手法の導入や、農地の利用集積による経営規模の拡大、生産性の向上、経営の多角化等による経営発展を目指します。

特に農事組合法人たつの営農の経営力強化と、それぞれの地域の核となる集落営農組織の育成強化のために、後継者の育成に努めるとともに、総合的な経営発展ができる組織体制の確立を目指します。その上で、制度資金の活用、資本装備の適正化、共同利用の推進等により自己資本比率の向上を図るほか、各種の経営安定対策の活用等により経営の安全性と安定性の向上を図ります。

#### (3) 農業従事の態様等

農業従事の態様等については、経営規模の適正化、品種の組合せや作型の分散による合理的な労働配分、作物間の労働力調整と補助労働力の確保等により他産業並みの労働時間の実現を目指します。

また、安全で快適な労働環境への改善を進めるほか、労働力補完制度や、法人化の推進、家族経営協定の締結、休日制・給料制の導入、年金・労働保険・社会保険への加入及び福利厚生の実施等、他産業並みの就業条件の整備を図ります。

## 2 農業経営の指標

### (1) 標準経営指標

(単位：㌂、人、  
千円)

NO	営農累計	面積規模	品目構成	労働力		年間所得	
				基幹	補助	1人	経営体
1	水稲	750	水稲 750	1.0	1.5	5,911	5,911
2	水稲＋水稲作業受託	1,300 (600)	水稲 700 水稲作業受託 600	1.0	1.5	6,754	6,259
3	水稲＋水稲作業受託 (組織)	2,200	水稲 1,200 水稲作業受託 1,000	2.0	1.5	6,791	10,695
4	りんご専作	200	ふじ 100・つがる 50・ ジョナゴールド 25・他 25	1.0	1.5	4,839	5,807
5	酪農	—	搾乳牛 33頭	1.0	1.5	4,215	5,058
6	りんどう専作	80	りんどう (施設 30) (露地 50)	1.0	1.5	5,760	6,912
7	りんご＋なし	160	ふじ 80・ジョナ 20・ 幸水 40・南水 20	1.0	1.5	5,628	6,753
8	りんご＋水稲	350	ふじ 80・つがる 70	1.0	1.5	5,485	6,582
9	水稲＋葉洋菜 (露地)	280	水稲 200 葉洋菜 80	1.0	1.5	5,804	6,595
10	水稲＋葉洋菜 (施設)	255	水稲 200 葉洋菜 55	1.0	1.5	5,804	6,595
11	地鶏	—	地鶏 4000羽	1.0	1.5	5,000	8,000
12	集落営農	100	水稲 60 そば 40	1戸(40㌂)当たり平均取得 196千円(10㌂当たり 49千円)			
生産方式	水稲：大型・中型機械作業体系、品種構成(早生 20、中生 70、晩生 10%)、一部直播栽培、良質米栽培、受委託作業						
	りんご：わい化栽培、品種構成(早生 25、中生 15、晩生 60%)、訪花虫利用、薬剤摘花、天敵利用						

なし：品種構成(早生 30、中生 30、晩生 40%), 訪花虫利用
酪農：ストール又はフリー方式、通年サイレージ、機械化体系による飼料作物生産
りんどう：施設栽培の導入、輪作体系、品種の組み合わせ、定植機の利用
葉洋菜：共同育苗、全面マルチ移植栽培、半自動収穫機、機械化作業体系

(2) 中間経営指標 (小野、川島、上野、鴻ノ田、沢底地区) (単位：ヘクタール、人、千円)

NO	営農累計	面積規模	品目構成	労働力		年間所得	
				基幹	補助	1人	経営体
13	水稻+水稻作業受託	1,000 (450)	水稻 550 水稻作業受託 450	1.0	0.5	5,459	5,932
14	水稻+水稻作業受託 (組織)	1,900 (900)	水稻 1000 水稻作業受託 900	2.0	1.5	2,977	3,357
15	りんご専作	100	ふじ 50・つがる 30・他 20	1.0	1.5	3,035	3,642
16	りんご+なし	95	ふじ 45・幸水 30・南水 20	1.0	1.5	3,622	4,347
17	りんご+水稻	180	ふじ 50・つがる 30・水稻 100	1.0	1.5	3,080	3,697
18	酪農	—	経産牛 18 頭	1.0	1.5	2,478	2,974
19	肉専用種繁殖	—	繁殖牛 40 頭	1.0	1.0	3,500	6,400
生産方式	水稻：大型・中型機械作業体系、品種構成(早生 20、中生 70、晩生 10%), 一部直播栽培、良質米栽培、受委託作業						
	りんご：おい化栽培、品種構成(早生 25、中生 15、晩生 60%), 訪花虫利用、薬剤摘花、天敵利用						
	なし：品種構成(早生 30、中生 30、晩生 40%), 訪花虫利用						
	酪農：ストール又はフリー方式、通年サイレージ、機械化体系による飼料作物生産						

農業関連事業部門の展開方向例	No	区 分	内 容	年間所得	備 考
	1	観光果樹園経営	観光果樹園（りんご頭2ヶ所）	2,000 程度	観光農園直売と産地直送
2	農産物直売経営	果樹、野菜、きのこ、加工品等 直売施設1棟	2,000 程度	直売と産地直送	

○ 生産方式及び経営改善のポイント

区 分	方 針
米	<ul style="list-style-type: none"> <li>・需給動向や消費者・実需者ニーズに沿って「コシヒカリ」の生産を拡大</li> <li>・適正施肥の励行、胴割米・斑点米等の発生防止対策の徹底などによる良質米生産の推進</li> <li>・ICTの活用や省力化技術の導入、生産資材の見直しなどにより、徹底したコスト削減を推進</li> </ul>
麦・大豆・そば	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機能性や加工適性等に優れる県オリジナル品種の生産を拡大</li> <li>・主産地において2年3作の栽培体系などの推進により本作化を進め、競争力を向上</li> <li>・適期作業の徹底や排水対策など基本技術の励行による安定生産と品質の向上</li> </ul>
りんご	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省力で収益性の高い高密度植栽培・新しい化栽培への加速的な転換</li> <li>・シナノリップ等実需者評価の高い県オリジナル品種の導入及び長期リレー出荷体制を強化</li> <li>・気象変動に対応するかん水施設や多目的ネット等の普及</li> <li>・りんごフェザー苗について県内業者や産地自らが計画的に生産・供給できる体制整備を構築</li> </ul>
ぶどう	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実需者評価の高い「シャインマスカット」、「ナガノパープル」、「クイーンルージュ®」等県オリジナル品種等の生産を拡大</li> <li>・省力化、規模拡大に向けた平行整枝短梢せん定栽培の加速的な導入</li> <li>・高糖度等高い品質の安定化と高位平準化を推進</li> <li>・気象変動に対応する雨除け・かん水施設を普及</li> <li>・需要に応じた長期出荷や輸出拡大を図るために冷蔵施設の導入を推進</li> <li>・ワイン用ぶどう苗木について県内業者や産地自らが計画的に生産・供給できる体制整備を構築</li> </ul>
な し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県オリジナル品種等への転換</li> <li>・樹体ジョイント栽培等省力化が図られる栽培技術の普及</li> <li>・優良園地の集積による生産性の向上</li> </ul>

区 分	方 針
キャベツ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水稲、はくさいの転換品目として導入を推進</li> <li>・ 多様な加工・業務用ニーズに対応した特徴ある産地づくりを推進</li> <li>・ 気象変動に対応した作柄安定のために最適な土づくりを推進</li> </ul>
ブロッコリー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標高差を活かしたリレー出荷体系を推進</li> <li>・ 氷詰めによる高品質な出荷等を拡大</li> <li>・ 水稲、はくさいの転換品目として導入を推進</li> </ul>
アスパラガス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夏期管理のアウトソーシング等による適切な管理を推進</li> <li>・ 施設化による病害対応と多収穫を推進</li> <li>・ 一年養成苗等の活用による短期成園化を推進</li> <li>・ 新規栽培者の育成・確保</li> </ul>
トマト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 養液・養液土耕栽培、環境制御技術の導入による高単収・省力化・高品質栽培を推進</li> <li>・ 新規栽培者の育成・確保</li> <li>・ 土地利用型法人・集落営農組織等を新たな担い手として、水田を活用したジュース用トマトの契約取引を推進</li> </ul>
きゅうり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 養液土耕栽培、環境制御技術の導入による高単収・省力化・高品質栽培を推進</li> <li>・ 夏秋型作型の生産安定による単収の向上</li> <li>・ 新規栽培者の育成・確保</li> </ul>
白ねぎ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安定出荷の継続と早出し作型の確立に向けた再検討</li> <li>・ 水稲の転換品目として導入を推進</li> </ul>
乳用牛	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 搾乳ロボットやICT等の導入による経営規模の拡大と生産性向上の推進</li> <li>・ 性判別精液の利用促進による計画的な後継牛生産と受精卵を活用した和牛生産増加による経営安定の推進</li> <li>・ 血液検査、健康チェック及び乳質改善指導による繁殖性や産乳性の向上</li> <li>・ 公共牧場の機能強化による放牧メリットの向上</li> </ul>
肉用牛	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ICTを活用した繁殖管理システム導入による飼養管理改善による生産性の向上</li> <li>・ DNA情報の活用によるスペシャル繁殖牛の増産</li> <li>・ 新基準を導入した新たな生産農場の認定拡大による信州プレミアム牛肉の増産</li> </ul>
鶏	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高病原性鳥インフルエンザの侵入防止の徹底</li> <li>・ ヒナの育成管理の徹底による安定生産の推進</li> <li>・ 飼料用米の活用など低コスト化と付加価値化の推進</li> </ul>

## 第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

### 1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等

#### (1) 生産方式

本指標の実現に必要な生産方式については、これまでの青年等就農計画の認定実績等を勘案し、それぞれの営農類型の基幹作目別に整理した主要技術事項に基づいて進めます。

#### (2) 経営管理の方法

経営管理の方法としては、経営管理能力の向上と併せて、簿記記帳の普及と青色申告の導入等による総合的な経営管理体制の確立を図ります。また、栽培技術の向上等による生産性の向上をはじめ、企業的な経営感覚の習得や経営手法の導入等による経営安定を促進し、青年等の育成を推進します。

#### (3) 農業従事の態様等

農業従事の態様等については、経営規模の適正化、品種の組合せや作型の分散による合理的な労働配分、作物間の労働力調整と補助労働力の確保等により他産業並みの年間総労働時間（2,000時間）の実現を目指します。

また、農業法人等に就業しようとする青年等については、就業時の農業従事日数は年間150日以上を目指し、法人等就業5年以内にその農業法人等の業務の一定部分を担うこととします。

## 2 農業経営の指標（新規就農）

（単位：a、人、千円）

NO	営農類型	面積 規模	品目構成	労働力		年間所得		備 考
				基幹	補助	1 人	経営体	
1	水稲+野菜（ミニトマト+ズッキーニ）	360a	水稲 320a、ミニトマト 30a、ズッキーニ 10a	1.0	1.0	2,500	3,600	水稲は、 基幹作業 の外部委 託を活用 し、過剰 な施設機 械を取得 しない
2	水稲+野菜（アスパラガス+ジュース用トマト）	380a	水稲 300a、アスパラガス(半促・長期)40a、ジュース用トマト 40a	1.0	1.0	2,500	3,400	
3	果樹（りんご専作）	100a	シナリップ 30a、シナスイート 20a、ふじ 50a	1.0	1.0	2,600	2,900	新しい 化
4	果樹（ぶどう専作）	60a	無核巨峰 20a、カガハナパール 10a、 、シャインマスカット 30a、	1.0	1.0	2,500	3,000	
5	果樹複合 （りんご+ぶどう）	60a	シナスイート 10a、ふじ 30a、無核巨 峰 10a、カガハナパール 5a、シャインマ スカット 5a	1.0	1.0	2,500	2,900	りんご は新わ い化
6	野菜（すいか専作）	160a	すいか 160a	1.0	1.0	2,600	3,500	
7	野菜複合 （トマト+きゅうり）	30a	トマト(雨よけ)20a、 キュウリ(夏秋)10a	1.0	1.0	2,500	3,500	
8	花き(きく施設+露 地)	55a	施設(7・8 月出荷 15a、9・10 月 出荷 15a)、露地(9 月出荷 25a)	1.0	1.0	2,500	3,700	
9	花き(トルコギキョ ウ+ストック)	35a	トルコギキョウ(普通)20a、ストック 15a	1.0	1.5	2,500	3,600	
10	繁殖和牛	200a	繁殖和牛 15 頭、 ソルガム 100a、牧草 100a	1.0	1.0	2,500	3,600	

新規参入者・親とは別部門を開始する者の誘導方向	<p>新規参入者・親とは別部門を開始する者に対しては下記の事項を誘導することを基本とし、必要により各機関が連携して支援を実施するよう努めます。</p> <p>1 施設・機械投資の低減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規参入者の場合は、作業スペースや農機具保管場所のある空き農家住宅等を確保します。</li> <li>・やむを得ず、作業場や農機具庫を新設する場合は、パイプハウス等の活用により初期投資を低減します。</li> <li>・施設園芸のハウス等は、遊休ハウスの確保、中古部材の購入、自力施工等により設置費用低減を図ります。</li> <li>・新規に果樹を志向する場合は、経営撤退者等から成園地が借用できるよう努めます。</li> <li>・新規に畜産を志向する場合は、経営撤退者からの施設・機械・家畜を含めた譲り受けができるよう努めます。</li> <li>・中古農機具、中古車両の積極的な活用により投資額の低減に努めます。</li> <li>・融資により施設機械等を取得する場合には、堅実な経営計画及び資金繰り計画を樹立し、過剰な借入とならないよう配慮します。</li> </ul> <p>2 経営管理及び生産方式</p> <p>経営管理及び生産方式は、第2の2に準じますが、就農前の研修等で修得した基本技術に基づき、適期適作業の確実な実行により生産量や品質の確保を図れるよう指導します。</p>
-------------------------	---

注1) 本指標については、長野県農業経営指標（令和4年版）を参考とした

## 第3 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

### 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

辰野町は効率的かつ安定的な経営を育成するために、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びこれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、県農業農村支援センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、生活や農地・農業機械の取得などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

辰野町の将来の農業を担う幅広い人材の確保に向け、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材が、農業に就農するとともに地域に定着し活躍できるよう、これらの者に対して、必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行なう。

### 2 就農等希望者の受け入れから定着までのサポート及び体制の考え方

新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住居の紹介や移住相談対応等の生活の立ち上げ支援、農業技術・農業経営に要する知識の習得に向けた研修の実施、必要となる農業用機械や農用地等の取得サポートを行なうとともに、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを一貫して行う。

これらのサポートを一元的に実施できるよう、農業振興センターが主体となって、農業を担う者の受け入れから定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。

また、新規就農者等が地域内で孤立することがないように、協議の場や地域計画の修正等を通じて、地域農業を担う者として当該者を育成する体制を強化する。

新たに農業経営を始めようとする青年等については、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効率的に活用しながら、確実な定着、経営発展に導くとともに、新規就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

### 3 市町村及び関係機関の役割分担・連携、関係機関との情報共有

就農に向けた情報提供や就農・雇用先の相談については県農業経営・就農支援センター、技術や経営ノウハウの習得については県農業大学校等、就農後の営農指導等のフォローアップについては農業農村支援センター、農業協同組合、長野県農業公社、農業経営士等、農地の確保については、農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

## 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

### 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標」は、次に掲げるとおりです。なお、目標年次は令和15年とし、集積面積には基幹的農作業（水稻については耕起・代かき、田植え、収穫、その他作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含みます。

<p style="text-align: center;">効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する 農用地の利用に占める面積のシェアの目標</p>	<p style="text-align: center;">備考</p>
<p style="text-align: center;">50%</p>	<p style="text-align: center;">集積すべき農用地のうちの集積目標とする。</p>

### 2 地域別の集積促進について

農用地の集積にあたっては、地域計画の取組により地域の特性に応じた将来方針を明確化し、農地中間管理事業の積極的な活用等により推進を図るものとします。

#### (1) 水田地帯

町内の水田地帯は農用地の流動化や農作業受委託が比較的進んでいる地帯です。

今後は、個人経営体・団体経営体による土地利用型の大規模複合経営の育成による収益性の高い水田農業経営の確立を図ることとし、地域の实情に応じてソバ・麦・大豆・飼料作物の生産や園芸作物の作付けを促進するとともに、必要に応じ国の補助制度活用等で畦畔除去による大区画化等の基盤整備を検討するなど、農用地の流動化や農作業受委託を一層推進し、水田の有効活用と経営の合理化を図ります。

また、兼業農家が健在で、当面は中核的経営体への集積が進まず中心経営体が入り作する環境が整わない地域にあっては、实情に応じて効率的な規模等を前提に農事組合法人たつの営農のもとで集落を基礎とした営農組織の機能強化を進めるとともに、5年先10年先の農業を地域計画の集落での話し合いで検討していくこととします。

#### (2) 畑、果樹地帯

畑作地帯は、果樹・野菜・花き等多様な品目での農業経営がされています。

今後とも、個人経営体の後継育成、経営安定、規模拡大支援・団体経営体の規模拡大と経営の効率化や新規就農者の確保を図るとともに、遊休施設の活用や、円滑な経営の継承を促進し、産地の維持・拡大に努めます。また町、農業振興センター、農業協同組合の連携のもと都市部への販路拡大を目指します。

稲作等を含めた部門・作目間の補完関係の強化、周辺住民の参画を含めた労働力補完体制などを整え、地域農業の複合化及び経営間・地域内労働力の活用を促

進めます。

(3) 山間地帯

山間地は、農業生産条件に恵まれていない地域が多く、経営規模が零細であるほか、農業経営後継者がおらず農業従事者の減少と高齢化が進みまた鳥獣被害が多いことで耕作意欲が低下し遊休農地が増加するなど、農業構造の脆弱化が進んでいます。

今後は、地域の特色を生かした新規参入等担い手の確保対策の推進や、標高差等の地域の立地条件を生かした特徴ある農業の振興、地域特産物、獣害にあいにくい農作物の導入、観光資源等を活用し、辰野町食の革命プロジェクトを中心とした農産物加工・観光農園・有機農業作物の取組、無農薬栽培作物の取組、農家民宿等6次産業化による付加価値の高い農業の展開とその販路拡大を図り、中山間地の農地であっても安定的な農業経営がなりたつよう、取り組めます。

また、中山間地域農業直接支払事業等の活用による遊休農地の発生防止など、農用地及び生産基盤を維持するとともに、担い手が確保されるまでの間、農用地と農業生産を維持するため、農事組合法人たつの営農のもと地域の集落営農支援体制の整備を図ります。

3 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

町、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を図ります。

## 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

### 1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物である水稻の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、インターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。参加者については、農業者、市町村、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の現地コーディネーター、土地改良区、長野県、その他関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意見が反映されるように調整する。協議の場の参加者から協議事項に係る問合せへの対応を行なうための窓口を産業振興課に設置する。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまでの人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。町は地域計画の策定に当たって、長野県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

### 2 農業経営基盤強化促進事業の推進方針

辰野町農業再生協議会を中心として関係機関・団体が連携した指導体制と事業推進体制を整備し、地域計画の実践を通じて、力強い農業構造を創るための活動を支援・助長するとともに、農地中間管理事業など、農業経営基盤の強化の促進のための措置を総合的に講じていきます。

実施に当たっては、これらの措置が中核的経営体の育成に効果的に結びつくよう、農業経営改善計画認定制度・青年等就農計画認定制度の一層の普及・推進を図るとともに、農用地の利用集積その他の支援措置を集中的かつ重点的に実施するものとします。

以上を踏まえ、町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行います。

- (1) 農地中間管理事業
- (2) 農用地利用改善事業
- (3) 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- (4) 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- (5) その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとします。

辰野町は地域農業の健全な発展を図るため、辰野町農業振興センターを中心とし

て関係機関・団体が連携した指導体制と事業推進体制を整備し、地域における自主的な構造再編の取り組みを支援・助成するとともに農作業の受委託を促進する事業、農地中間管理事業等を柱として、農業経営基盤の強化促進に努めます。また、実施にあたっては、これらの事業が効率的かつ安定的な農業経営の育成に効果的に結びつくよう、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者（認定農業者等）に対する経営改善計画の作成指導、農用地の利用集積その他農業経営の強化を促進するための支援措置を重点的に実施するものとします。

#### （１）農地中間管理事業

農地中間管理事業については、農地中間管理機構を担い手への農地集積・集約化を進める中核的な機関として位置づけ、農地中間管理事業及び機構集積協力金等関連施策の積極的な活用により、地域及び農業者が十分に利益享受できるよう推進を図ります。円滑な農地の利用調整を行うためには、実施計画の取組みが重要であり、地域計画策定・見直しの話し合いを通じて地域における農地中間管理事業の有効な活用を促進するため、農地に関する機能・情報を有する農業委員会、農業協同組合、農業振興センター等と連携・協力して推進するものとします。

#### （２）農用地利用改善事業

農用地利用改善事業については、地域の話合いにおいて農地の流動化を進めるなどの農用地利用規程を定め推進の方針を示した地区において、本事業の活用により、農地の集積・集約を進めます。

##### 一、農用地利用改善事業の実施の促進

町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

##### 二、区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

ただし、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障をきたさない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができるものとする。

##### 三、農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、（二）に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

##### 四、農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
- イ 農用地利用改善事業の実施区域
- ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

#### 五、農用地利用規程の認定

① (二)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、運用通知別記様式第6号の認定申請書を町に提出して、農用地利用規程について町の認定を受けることができる。

② 町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

- ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
- イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- ウ (四)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること
- エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を町の掲示板への掲示により公告する。

① ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

#### 六、特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (五)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営

む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、（四）の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（五）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（五）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（五）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（二）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

## 七、農用地利用改善団体の勸奨等

① （五）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認めら

れる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

#### 八、農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 町は、(五)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（(公財)長野県農業開発公社）、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めたときは、辰野町営農センター（辰野町農業再生協議会）との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

#### (3) 上伊那農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

##### 一、農作業の受委託の促進

町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図ります。

- ア 上伊那農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

##### 二、上伊那農業協同組合による農作業の受委託等のあっせん等

上伊那農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとします。

#### (4) 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組みます。このため、人材育成方針を定める

とともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進します。

また、農業従事者の安定的確補を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制・ヘルパー制の導入や高齢者・非農家等の労働力の活用システムを整備していきます。

#### (5) その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

##### ①農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

町は、1から6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとします。

ア 町は、中央道関連竜東ほ場整備事業（昭和45年～昭和50年）、県営ほ場整備事業横川地区（昭和54年～昭和59年）及び伊那西部地区県営畑地帯総合土地改良事業（昭和48年～昭和58年度）による農業生産基盤整備の大区画農地の有効利用を進めるとともに、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図ります。

イ 町は、地域農業基盤確立農業構造改善事業（川島地区：平成8年度～平成11年度）及び経営基盤確立農業構造改善事業（平成10年度～平成11年度）における成果を継承発展させ、引き続き、辰野町農業振興センターを中心として検討を進める中で、加工・直売施設等の施設の整備により農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努めるものとします。

ウ 町は、遊休農地の活用や優良農用地の確保を推進するため、農地中間管理事業及び農作業の受委託等を、上伊那農業協同組合、（公財）長野県農業開発公社と共に協議し推進するものとします。

エ 町は、水田フル活用ビジョンの実現に向けた積極的な取組みによって、水稻、転作物の安定生産、特産化を目指し望ましい経営体の育成を図ることとします。

オ 町は、地域の農業振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとします。

##### ① 推進体制等

###### 一、事業推進体制等

町は、農業委員会、農業農村支援センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動

計画を樹立することを目指します。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進していきます。

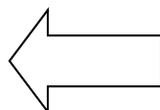
## 二、農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、辰野町農業振興センター（辰野町農業再生協議会）のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、町は、このような協力の推進に配慮するものとします。

## 辰野町農業振興センターの機構図

## 運営委員構成団体

辰野町農業振興センター  
 (設立年月：平成9年9月)  
 営農センターから改称  
 会長：辰野町長



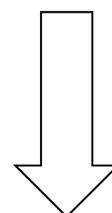
町	(1)
町議会	(1)
農業委員会	(1)
上伊那農業農村支援センター	(1)
JA 上伊那 辰野地区理事	(3)
長野県農業共済組合	(1)
長野県農業開発公社	(1)
農事組合法人たつの営農役員	(4)
集落営農組合長	(11)
辰野町農業再生協議会地区委員長	(5)
農業者組織代表	(15)
青年・女性組織代表	(5)
消費者等の代表	(1)
知識経験者	(1)

### (事業)

- (1) 長期的かつ総合的な地域営農振興計画の樹立及び具体的な営農振興方策の策定に関すること。
- (2) 集落営農組織の育成及び指導に関すること。
- (3) 集団的、組織的農用地利用の推進に関すること。
- (4) 農用地利用の調整及び利用権等の登録と管理に関すること。
- (5) 情報活用並びに新技術の導入、開発及び営農指導に関すること。
- (6) 機械、施設の共同利用等の効率利用に関すること。
- (7) 営農振興に係わる情報及び資料の収集と普及に関すること。
- (8) その他目的達成に必要な事業に関すること。

### (定員及び任期)

- (1) 運営委員の定数は80人以内とする。
- (2) 任期は2年とし、再任は妨げない。
- (3) 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。



幹事会	
・ 事業達成に資するための各調査研究及び企画立案	
・ 農業振興センターの決定事項の推進、その他目的達成のための必要な事業の実施	
<b>【構成員】</b>	
町産業振興課	(7)
JA 上伊那	(5)
上伊那農業農村支援センター	(1)
農業振興センター事務局	(2)